

第 625 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 17 年 4 月 15 日（金） 13：30～14：51
2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
3 議 題

(1) 庶務事項

- ① 統計審議会委員の発令について
- ② 部会に属すべき委員の指名及び部会長の指名について

(2) 部会報告

- 第 116 回運輸・流通統計部会

(3) 説明事項

- ① 第 36 回国連統計委員会について
- ② 平成 2-7-12 年接続産業連関表の公表について

(4) その他

4 配布資料

- ① 統計審議会委員の発令について
- ② 部会に属すべき委員の指名及び部会長の指名について
- ③ 部会の開催状況
- ④ 第 36 回国連統計委員会について
- ⑤ 平成 2-7-12 年接続産業連関表の公表について
- ⑥ 指定統計調査の承認等の状況
- ⑦ 平成 17 年 2 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 53 巻・第 2 号）
- ⑧ 指定統計等の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】

美添会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、須田委員、
後藤委員、新村委員、引頭委員、椿委員

【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省福井大臣官房参事官、厚生労働省鳥生統計情報部長、
農林水産省河崎統計企画課長、経済産業省伊藤統計企画室長、
国土交通省伴企画調整室長、同安藤交通調査統計課長、
東京都須々木統計部長

《会長が議事に関係があると認めた者》

経済産業省産業統計室森野調査官

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省渡辺統計基準部長、同會田国際統計課長、同熊埜御堂統計審査官、
同桑原統計審査官、同松尾調査官

6 議 事

(1) 庶務事項

①統計審議会委員の発令について

美添会長から、資料1のとおり、西村委員の後任として、椿委員が発令された旨報告があった。

②部会に属すべき委員の指名及び部会長の指名について

美添会長から、資料2のとおり、部会に属すべき委員の指名及び部会長の指名を行った旨報告があった。

(2) 部会報告

○第116回運輸・流通統計部会

①議題「特定サービス産業実態調査の改正について」

平成17年3月31日に開催された第116回運輸・流通統計部会の、議題「特定サービス産業実態調査の改正について」の部分について、本日欠席されている清水部会長が作成された報告メモを総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官が代読する形で報告が行われた。

[質 疑]

舟岡委員) 最初に質問を幾つか行いたい。1点目は、新聞・出版業調査票の中で企業全体の年間売上高について、新聞業務と出版業務とをそれぞれ分けて、販売収入、広告料収入、その他の収入のそれぞれの内訳を売上高として捉えるようになっているが、新聞や出版の2次使用料はそれぞれ新聞業務や出版業務のその他の収入に含まれるのか、それとも新聞・出版業務以外のその他の収入に含まれるのか。

2点目は、調査対象は何社かということ。

3点目は、費用について、減価償却は売上原価に含まれているのか、それともその他の営業費用に含まれているのかということ。

美添会長) 調査実施者から説明願いたい。

森野調査官) 2次使用というのはどのような意味か。

舟岡委員) 出版物などを映画化あるいはテレビ化するという場合に、出版に伴う権利を保有していて、その権利を譲渡することによって収入とするような場合である。

森野調査官) そういう場合は、その他の収入枠という形で考える。

舟岡委員) 新聞・出版業務以外のその他の収入として捉えるということか。

森野調査官) 一応そう考えたいと思うが、何か指摘があればお教え願いたい。基本的には発行物、出版物というものを一義的に捉えたいと考えている。

舟岡委員) あとでまた少し意見を述べたい。

森野調査官) 調査の対象数については、基本的には工業統計調査の実施のときに用いた名簿によっている。その名簿のうちの企業本社という形で約5,000弱をイメージしている。

舟岡委員) 新聞、出版それぞれでどれぐらいの数になるか。

森野調査官) 新聞が 1,200 程度、出版が 3,000 程度である。その他が印刷を中心に 500 程度である。

3 つ目の質問の減価償却については、「その他の営業用費用」の中を含め、新聞業務等に直結した印刷機等の減価償却費は「売上原価」に含める。

舟岡委員) 引き続いて述べたい。資料 3 の結果概要のところにも記載されているが、「5 審議の概要」の(1)ーアの 3 つ目の「○」のところ、新聞発行種類数や書籍新刊発行点数等といった調査事項よりもむしろニュースの生産、コンテンツの生産、インターネットによる配信等情報化を反映した調査事項を設定すべきではないかという意見が出ているが、同感である。かつて産業分類上で新聞・出版印刷業は製造業として位置付けられていたが、直近の分類改訂でその位置付けを情報通信業に移した背景は、新聞・出版業をコンテンツビジネスとして捉えた点にある。同じ情報通信業に分類された業種として、特定サービス産業実態調査の中で映画制作配給業が調査されているが、そこでは、例えばビデオ版權の収入やテレビ放映権収入といったコンテンツの収入の内訳をとるようにしており、その収入構造を明確にしている。さらに、国外への輸出や国内向けの販売という内訳もとっており、こういう調査事項は新聞・出版業をコンテンツビジネスとして捉える際の非常に重要な視点であると考えられる。先ほど、2 次使用料について質問したのは、少なくとも細分化した内訳までとることは無理としても、2 次使用料を調査することはコンテンツビジネスとして位置付ける上で非常に重要な一歩であるという気がしている。

それから、新聞の種類別でみた発行数とか、書籍・雑誌については発行点数や発行銘柄数を調査しているが、これを調査事項とする必要があるのかについては指摘された意見と同様に多少疑問である。一般紙とスポーツ紙程度の粗い分け方であるが、新聞協会から毎月都道府県別に発表されている。それから、この調査では新聞業の調査対象としてフリーペーパーなどを発行しているところは捉えていないのではないかなと思うが、調査対象をどこまでに限定するかによって、このジャンル別の分布というのはどうとでも変わってしまう。そうすると、そのような情報を調査することにはいかなる意味があるのか疑問である。同じく、書籍の発行点数等についても、どこまで調査対象を広げるかによってその分布の情報が変わるとすれば、そこで得た情報をどのように活用するかについて多少疑問なところがある。総点数だけであれば既に業界等で明確な定義のもとで定められた事業所や事業者がどれだけの点数を発行しているかの情報があるので、そういう情報で充分ではないかという気がする。

それから、5 つ目の「○」の費用構造のところでも、例えば新聞の場合、印刷を内生化している場合と外注化している場合の違いによって費用構造が違ってくるし、場合によっては収入の計上なども多少影響を受

ける。このような情報が必要ないのかどうか。それから雑誌等、ソフトを制作するときの費用として、原稿料や、編集などを委託したときの料金とか、イラストや写真を使用した料金とか、そういう情報を把握することが、先ほど述べたコンテンツビジネスの調査という観点に立ったとき意味があるのかなという気がする。ここで指摘されていることと同感である。

美添会長) 今すぐにお答えいただけるかどうかはともかく、部会審議に反映すべき要望として整理したい。

引頭委員) 今回は新聞業とエスティティック業ということであるが、そのほかにも特定サービス産業の報告の在り方ということについても部会で少し話し合いたいということになっているかと思う。その中で、毎月特定サービス産業について月次で報告されているものの中に情報サービス業というのがあり、それについては株式市場でもかなり注目度の高いものの一つである。現在、S I 事業者 (システム・インテグレータ) というのが低迷しているが、それが伸びた、伸びていないということによって、企業評価に大きく影響を与える。ところが、それについては、もともとアンケートを出して答えてくれた人ということで今まで伺っていたが、そうであれば対象者数が変われば伸び率も当然変わってくるわけで、そのあたりの情報の提供の仕方について、利用者が多いという観点から問題があるのではないかと考える。

美添会長) 今の点について、簡単にコメントできるようであれば、調査実施者から願います。

森野調査官) まず、情報サービス業が毎月報告されているという調査についてだが、これは今回の審議の内容の特定サービス産業実態調査ではなく、特定サービス産業動態統計調査という、標本調査で行われている調査の結果である。基本的には、毎月の対象数は変えていないので、同レベルの比較が月々行える。対象等を若干見直すときには、それがつながるようという形でリンク計数という呼び方をしているが、接続を図って公表している。

引頭委員) それは失礼した。やはり動態調査をみながら、最終的にはその年度でまとめて実態調査の方で確認するということをするわけだが、動態調査の方はきちんとリンクさせて行っているにもかかわらず、実態調査の方はそうではないとなると、使う側としてはどうかなという点が少し残る。

美添会長) 今の引頭委員の指摘にはもっともな部分も確かにある。標本調査であれば母集団推計が入っているので、いわゆるリンクの形になるわけだが、経済産業省の主要な統計調査は全数調査であるので、前年あるいは前回調査と今回調査で何を比較するのかという問題はそれほど簡単ではない。従来と比較でも調査回答した企業・事業所だけの比率が基本的な表示になっているが、回収率が 100 パーセントでなければ何が起ころのかという問題は確かに残る。動態調査ではなく実態調査の表章という点は検討

すべき課題と考える。今回の審議で余裕があるようであれば、その点まで含めて議論をお願いしたい。

1点だけ私から確認させていただきたい。これは、この場でお答えいただかなくても結構であるが、先ほどの新聞・出版業についての(1)アの2番目の「○」になるが、従来、工業統計調査で実施していた情報に対して接続が可能かどうかという質問があった。これに関しては、先ほどの舟岡委員の指摘のように、産業分類を変更したという趣旨が一方にあって、もう一方は従来との継続性が保てるかという両面がある。どのように考えるか難しい問題だが、この部会で整理が必要だと思う。

もう1つ関連して述べると、従来、アクティビティに着目した事業所の調査であった特定サービス産業実態調査であるが、今回の新聞・出版は企業を対象にして捉えるということを明確に規定しているようである。特サビ全体の考え方、母集団として何を想定するのかということがあいまいにならないように確認をお願いしたい。

ほかに意見がなければ、以上の指摘を含めて、4月18日に予定されている次回の部会で議論をお願いしたい。

1) 議題「船舶船員統計調査及び自動車輸送統計調査の改正について」

第116回運輸・流通統計部会の、議題「船舶船員統計調査及び自動車輸送統計調査の改正について」の部分について、本日欠席されている清水部会長が作成された報告メモを熊埜御堂統計審査官が代読する形で報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) ただいまの報告内容について、意見等があるか。

舟岡委員) 資料3の8ページのところを見ると、船員調査の回収率が95.1パーセントに対して、船舶調査の回収率が67.1パーセントとかなり大きな乖離がある。その原因は何か。船員調査は船舶を所有している事業者を対象として行われるという理解でよいか。

美添会長) 実施者から回答いただきたい。

安藤課長) 船舶調査の対象事業者は非常に零細な事業者が多いため、面倒であるということで回収率が比較的低くなっているという状態である。

船員調査の方はかなり回収率が高くなっているが、その原因は、船員法に基づく業務報告と一緒に調査を実施しているためである。

美添会長) 部会審議の報告によると、業界の統計で代替できるという判断であり、この統計については報告者に負担をかけて実施する必要性は低いという判断だと伺ったが、そのような理解でよろしいか。

安藤課長) 構わない。資料3の4ページの「3」に掲げているとおり、類似資料として5種類ほどある。このうち行政の担当しているものではマル5の船舶法に基づく船舶原簿があり、ここで20トン以上のデータベースが揃っている。マル2の小型船舶検査機構にも5トンから20トンまでのデータベースが揃っているので、この2つを合わせれば代替できると考える。

美添会長) この件については、必要性が薄れたことと、ほかに代替できる類似の資料があるということから、簡素化を図りたいという趣旨が部会でも認められたとすれば、軽微案件と思われる。

廣松委員) 確認であるが、今回の改正は平成 17 年の調査を休止することに関するものであって、船舶船員統計調査そのものの改正については、いずれ諮問答申がなされるというふうに理解してよろしいか。

安藤課長) そのとおりである。

美添会長) そのことを前提に軽微案件としたと理解している。

もう 1 件の自動車輸送統計調査については、何か意見があるか。

こちら部会審議の内容によると、まず規制緩和が進捗して行政的な需要が従来ほど強くなかったということが 1 つと、申告義務者に多大な負担がかかっていたことが見直しの結果明らかになったという 2 つのことから休止をする。これも平成 19 年度を目途に全面的にこの統計調査の見直しがあるので、それまでの期間という理解でよろしいか。

安藤課長) そのとおりである。

美添会長) 特段、反対意見はないようであるので、本件については、軽微な事項に該当するというので、審議会として了承したいと思う。よろしいか。

(異議なしとの声あり)

それでは、そのように判断させていただく。

(3) 説明事項

1) 第 36 回国連統計委員会について

総務省統計局統計基準部の會田国際統計課長から、第 36 回国連統計委員会について資料 4 により報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) 1 つ伺いたい、レビューのテーマについて、今年はノルウェー統計局がエネルギー統計について報告をし、来年は産業統計について日本が報告を担当するということであるが、これは国内のどのような組織で具体的に検討されることになるのか。

會田課長) 経済産業省と総務省統計局統計基準部が共同でペーパーを作り対応していく。

美添会長) 主要な産業としては製造業が中心だという整理でよろしいか。

會田課長) 国連の方からはインダストリアル・スタティスティックスと言われているが、大体鉱工業や電気・ガス・エネルギー供給業などであり、産業といっても広く産業ということではなく、マニファクチャリングを中心としたものというふうに国連の方からも指定されている。

2) 平成 2-7-12 年接続産業連関表の公表について

総務省統計局統計基準部の松尾調査官から、平成 2-7-12 年接続産業連関

表の公表について資料5により説明が行われた。

[質 疑]

美添会長) 質問等があれば、願います。

確認だが、技術的な質問や議論があると思うが、それに関してはホームページ等である程度の技術的な資料は公開されているのか。

松尾調査官) 現在、ホームページでは接続表における部門の取扱いなどの概要説明がなされている。詳細については、総合解説編を作成するので、おそらく5~6月ごろの刊行になると思うが、そこには、例えばインフレタを含めて、技術的なことも書き込んでいく予定である。

美添会長) その推計の手順まで含めた総合解説編が5月ごろに刊行されるということか。

松尾調査官) そうである。

(4) その他

○指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官及び桑原統計審査官から、平成17年3月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「建設工事統計調査」、「学校教員統計調査」及び「経済産業省企業活動基本調査」の統計法第7条第2項による承認並びに「国民生活基礎調査予備調査」及び「平成18年事業所・企業統計調査試験調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料6による報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) ただいまの報告について質問等をお願いしたい。

舟岡委員) 国民生活基礎調査予備調査について、これは平成16年で調査客体となった対象の一部を平成17年に調査対象とする調査か。

桑原統計審査官) 平成16年本調査と平成17年予備調査とは、調査区の属性は同じであるが、調査客体は全く違う。

美添会長) 確認であるが、経済産業省企業活動基本調査については過去の諮問第292号の答申で指摘されたことに対応するもので、調査票の部分的な修正ということである。これ自体は軽微だという点はそのとおりであるが、結果の精度については、やはり検証が必要だろうと考える。その結果がどうなったのか、しかるべき機会にぜひ報告等をお願いしたいと思う。

それから、国民生活基礎調査予備調査については次回平成19年に実施する国民生活基礎調査の予備調査として行われるわけであり、こちらの方の結果の検証等は当然その本調査の審議の際に報告されるものである。これと同様な趣旨で先ほどの企業活動基本調査もぜひ精度の検証の結果を報告していただきたい。

また、平成18年事業所・企業統計調査試験調査についても平成17年10月に諮問が予定されているので、この結果についてはそこで報告いただ

き、次の調査の設計に反映するという趣旨で理解している。

これらの軽微案件の報告については、以上のように整理させていただく。

－ 以上 －